

焼津市プロジェクト【TOUKAI-0】補助事業 代理受領制度について

焼津市では、住宅の耐震工事等を実施しやすくするため、プロジェクト【TOUKAI-0】補助事業で代理受領制度を始めました。

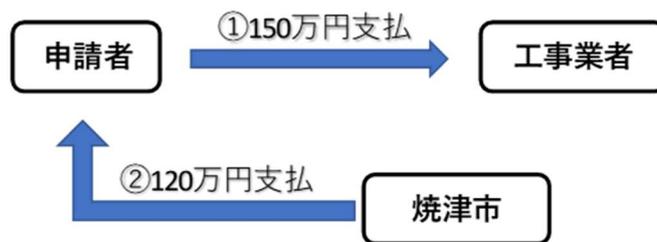
【代理受領制度とは】

建物所有者（申請者）が焼津市の補助制度を申請して耐震補強工事等を行う場合、補助金の請求、受領を耐震工事業者へ委任することで、補助金が市から耐震工事業者へ支払われることから、申請者は耐震補強工事費から補助金額を差し引いた金額を用意すれば耐震補強工事等が可能となり、当初の費用負担を軽減する制度です。

＜ 例 ＞

補強計画一体型補助制度 耐震補強工事費 150万円の場合（高齢者等の世帯）
【通常】

① 150万円工事業者へ支払い後、市から申請者へ②120万円が支払われる。



【代理受領制度】

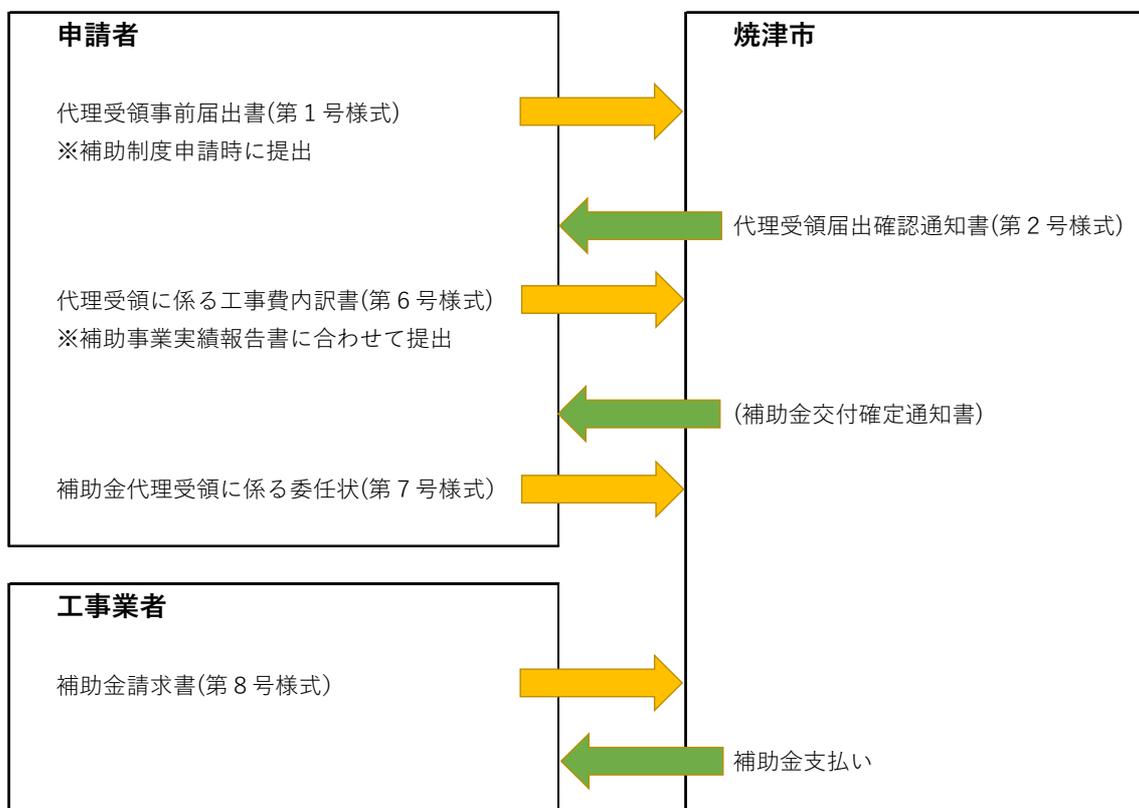
① 30万円工事業者へ支払い後、市から工事業者へ②120万円支払う。



【代理受領制度が利用できる補助事業】

- 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

【代理受領制度の流れ】



お問い合わせ
焼津市 建築住宅課
電話 054-626-2169